

## エリアエントリーフランチャイズシステムに関する契約上の意思表示

## ～加盟契約締結は何を交換しているものか？～

【文献種別】 判決／大阪地方裁判所民事第11部

【判決年月日】 平成19年3月23日

【事件番号】 平成17年（ワ）2104号

【事件名】 損害賠償請求事件

【裁判結果】 一部認容

【参照法令】 民法95条、民法528条

**《事案の概要》**

いわゆるエリアエントリー型フランチャイズ契約（ある特定の出店枠において出店する権利を加盟店に付与する方式のフランチャイズ契約）において、フランチャイジーの意思と異なる出店枠が後の付与された場合について、法律上いかなる処理が為されるかについて争われた事例である。

被告株式会社フジオフードシステム（以下「FFS」という。）は「まいどおおきに食堂」や「かつぼうぎ」などの飲食店の経営並びにフランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店募集および経営指導をする株式会社であり、被告株式会社ベンチャー・リンク（以下「VL」という。）は、フランチャイズチェーン店の加盟募集および加盟店の指導業務の代行等を業とする株式会社である。

FFSはVLとの間で業務提携契約を締結して、FFSはVLに対して加盟店の募集業務を委託している。

原告は、VLの仲介によりFFSとの間で「居酒屋かつぼうぎ」のフランチャイズ契約を締結している加盟店である。

原告は、VLの担当者から渡された出店予定区域枠一覧表に記載された「三ノ宮駅 3枠」「元町駅 2枠」という記述を見て、またVL担当者の説明を受けて「三ノ宮3枠で一つのテリトリー権として経済的価値があり、三ノ宮駅にはかつぼうぎの出店枠が3枠しか設定されておらず、原告が3枠全部を押さえておくことにより、他の加盟店や直営店に出店されることを避けられる」と考え契約の申込をした。3件の加盟契約締結時には契約書末尾記載の出店予定区域は空欄のままの状態であり、そのまま記名押印をした後、加盟金2520万円を支払った。その後、VLより返送されてきた3件の加盟契約の出店予定区域には「三ノ宮駅②」「三ノ宮駅③」「元町駅②」と記載されていたため、原告はVLに対して出店予定区域を変更するように求めたが、これを行わなかったために、原告の契約に関する意

思表示と、FFS が VL を通じて表示した意思表示が合致しないため、そもそも契約が不成立である旨を述べて不当利得返還請求を求めるとともに、仮に契約が成立していたとしても FFS に債務不履行があり、また VL には情報提供義務違反があったとして損害の賠償を求めたものである。

### 《判例の要旨》

裁判所は、原告が「一度に3枠分の加盟契約書に署名捺印をし、その後、3枠分の加盟金として2520万円を支払っている」ことと、「原告が新規事業を始めるにあたって、3枠分を一度に契約」した事情として「三ノ宮駅3枠を独占することによるメリット等は、それ自体合理的で説得力があり、このような説明を受けて…三ノ宮3枠を一括で契約して独占しようと考えた動機も自然である。」と述べ、原告の契約の意思表示は三ノ宮駅3枠を原告が独占する内容の契約の申込であると認定する一方、被告の主張に関しては「加盟契約書末尾の出店予定枠表には、出店予定区域は本契約締結時に記載するものとしますとの記載がある」にも拘わらず、空欄であったことや、原告および FFS にとって「具体的な開店場所に関する権利義務につき不確定な点が残る」にも拘わらず、「原告がこのような状態での契約に応じ」たとする点是不自然であるとして、これを退けた。

その上で、原告が三ノ宮駅3枠を独占する内容の契約の申込に対して、VL から返送された契約書の出店枠には「三ノ宮駅②」「三ノ宮駅③」「元町駅②」とそれぞれ記載されていたものであるから、FFS はこの3枠にて契約をする旨の承諾の意思表示を行ったものと認められるとして、「三ノ宮駅②」「三ノ宮駅③」については「申込に合致した承諾の意思表示がなされたものとして、承諾の意思表示によって、契約が成立した」とし、「元町駅②」の出店枠については「原告の申込みに合致した承諾の意思表示がなされておらず、被告の意思表示によっても契約は成立しなかったものと認められる。」とした。

これらを前提として考えた場合に、原告は「三ノ宮3枠を一括で契約して独占しようと考えた動機」をもって原告の契約の意思表示は三ノ宮駅3枠を原告が独占する内容の契約の申込をしたのであって、「原告としては、三ノ宮駅3枠分の出店枠を一括して取得できないのであれば、上記の申込の意思表示を行わなかったものと認められる。」と判示し、「申込の意思表示には要素の錯誤が存在する」ために、契約が成立した「三ノ宮駅②」「三ノ宮駅③」についても錯誤無効を認定した上で、原告が被告に支払った加盟金2520万円は不当利得であるため、被告は返還義務を負うものと判示した。

### 《判例の解説》

本判決は、フランチャイズ契約の意思表示について、錯誤無効を認めるという、非常に稀な例の判決である。

本判決の事例においては、出店枠という、特有の事情が存在することが大きな要因であると考えられるが、出店枠という、出店権を有するテリトリーを独占したいという加盟店

側の意思表示と、加盟契約を締結することが最優先である（＝テリトリーについては大きな問題ではない）という意図が見え隠れする本部側の意思表示に食い違いがある場合の解決方法について、裁判所が一定の解決方法を提示している。

錯誤による無効が成立するためには、①要素の錯誤が存在すること、②表意者に重過失が存在しないこと、の2つの要件について一般的に検討されるが、本件のように、いわゆる動機の錯誤の事例においては、動機が相手に表示されていることが要件となってくる。

ところで、本件判決においては、いくつか検討をしなければならない点というものがあられると思われる。

まず一点目は前記のように、動機の錯誤が成立する前提は、表意者が相手方に対して動機を明示していることが要件となる。本件においては、判決文からだけでは表意者である原告が「三ノ宮駅3枠を独占する意図で契約する」ことを被告 FFS 側に明示しているかどうか判然としない上、原告がフランチャイズ契約締結に向けて話をしていた相手はあくまで VL であって、フランチャイズ契約の相手方である FFS ではないところ、VL は FFS との関係でどのような法的地位を認めるかということが、詳細に検討されるべきであると考えられる。

このうち、後者の検討課題、すなわち VL は FFS との関係においてどのような法的地位を認めるかということについては、裁判所は「被告フジオフードの代理人ないし使用者である」と認定しているが、使用者はともかくとして、代理人という認定については、具体的な代理権の範囲が明確ではなく、採りにくい認定ではないかと思われる。FFS と VL との関係を考えると、本来、VL は FFS の「履行補助者」であるという認定が、一番法的にはしっくりくるのではないかと考えられるが、結論だけを考えれば、これが使用者であるか履行補助者であるかについては大差はない。

前者の原告の動機の明示の問題については、これが明示されていたのかどうか判例からだけでは判然としないところではあるが、少なくとも被告側からこれについての抗弁は出されている形跡がないように感じられる。

もう一点、検討をしなければならない点がある。それは、原告側の重過失の有無である。裁判所の認定によれば、「本件契約書末尾の出店予定枠表には、出店予定区域は「本契約締結時に記載するものとします」との記載がある」とのことであるが、一方で原告が契約書に捺印をする際には契約書の出店予定区域は空欄だったとのことであり、この時点において、原告も被告も互いに、出店予定区域に出店枠の地域を記載してから再度契約の調印手続きを行うことを相手方に求める機会があったことになる。裁判所は、被告側についてのみこの空欄状態を作り出した責任が存するかのよう判決をしているが、実際問題としては、この出店予定区域が未記入であることにより利害が発生するのは、原告の方であり、もし原告が前記の認定事実の通り「三ノ宮駅3枠独占」という意図を持っていたのであれば、なおさらこの点については本来神経を使うべき箇所だったのではないかと思われる。それを認識しつつ、このまま契約書に記名捺印した原告の重過失について何らの検討が為

された形跡がないことについては、若干の違和感を覚えざるを得ない。

もちろん、民事訴訟である以上、弁論主義の原則があるので、被告側がこの点について何らの抗弁をしている形跡がない以上、裁判所がこれについて判断をしないのは当然かもしれない。

フランチャイズシステムの原理原則論に立ち戻ったときに、一般的にフランチャイザーとフランチャイジーは互いに独立した事業者として対等な立場で契約を締結するという原則がある。もちろん、本件において原告と被告2社との間には大きな企業体力格差があり、フランチャイズ本部と加盟店という立場からも情報格差も当然にあらうことは容易に想像できるが、それでも、単純に契約書の必要記載事項が記載されていないこと程度は原告でも十分に気づけるはずである。これについて、重過失がないという認定なのであれば、これについては違和感を覚えざるを得ないし、今後の一つの規範を定立するためにも審理を尽くして欲しい点であろうと思われる。

そもそも論的な議論ではあるが、本件は、大げさな言い方をすれば、日本地図を切り売りする商売（エリアを切って、エリア権という名の加盟権を800万円の売上の目的とすること）を考えていた被告側と、それに乗せられる形となった原告との意思の齟齬が大元にあるように思われる。原被告両者に、フランチャイズ契約が、日本地図の切り売りのようなエリア権の売上の意識ではなく（少なくともそれはフランチャイズの一要素であることは否定しきれないが）、本来フランチャイズ契約上、加盟店が支払う加盟金・ロイヤルティなどは、何の対価として支払っていて、フランチャイズ契約とはどのような事業上の契約であるかという観点から見た結果の裁判ではなかろうかと考えられる。